

## ◎国民の祝日に関する法律の一部を改

### 正する法律

(平成二六年五月三〇日法律第四三号)(衆)

#### 一、提案理由(平成二六年四月二三日・衆議院内閣委員会)

○衛藤議員 ただいま議題となりました国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法案は、国民の祝日として、新たに山の日を設けようとするものであります。我が国の国土の大半は山であり、我々は日々、多くの山の恩恵を受けて生活しております。大自然の根本たる山と向き合い、その恩恵に感謝し、山との共存、共生を図ることは極めて有意義であります。

次に、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。国民の祝日として、新たに山の日を加え、山の日を八月十一日とし、その意義を「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する。」とすることといたしております。多くの国民がお盆休み、夏休みでもあるこの期間に、大人も子供も、こぞって山に親し

み、山を考える日となるものと考えております。

なお、この法律は、平成二十八年一月一日から施行することといたしております。

以上が、本法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

#### 二、衆議院内閣委員長報告(平成二六年四月二五日)

○柴山昌彦君 ただいま議題となりました国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、大自然の根本たる山と向き合い、その恩恵に感謝し、山との共存、共生を図るため、国民の祝日として新たに山の日を加えること、山の日は、八月十一日とすること、山の日 of 意義は、「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する。」とすることを定めるものであります。

なお、この法律は、平成二十八年一月一日から施行することとしております。

本案は、去る三月二十八日衛藤征士郎君外九名から提出されたもので、同日本委員会に付託され、四月二十三日、提出者衛

藤征士郎君から提案理由の説明を聴取した後、直ちに採決いたしましたところ、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院内閣委員長報告（平成二六年五月二三日）

○水岡俊一君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案は、国民の祝日に、新たに八月十一日を山の日として加え、山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する日としようとするものであります。

委員会におきましては、発議者を代表して衆議院議員衛藤征士郎君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。